

人間文化研究機構企画戦略会議規程

平成28年3月28日

人間文化研究機構規程第140号

平成30年6月25日改正

平成31年3月25日改正

令和3年3月9日改正

令和4年3月31日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）に置かれる企画戦略会議の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 企画戦略会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 理事
- (3) 機構長が指名する機関の長 2名
- (4) 経営協議会及び教育研究評議会が選出した外部委員 各3名
- (5) 機構長特別顧問
- (6) 事務局長

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 企画戦略会議は、機構の組織運営に関する重要施策の策定及び調整に必要な調査及び審議を行う。

(議長)

第5条 機構長は企画戦略会議を主宰する。

(議事)

第6条 企画戦略会議は、過半数の委員の出席がなければ、議事を開き議決することがで

きない。

(意見の聴取)

第7条 機構長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 企画戦略会議の庶務は、本部事務局研究企画課において同関係各課の協力を得て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 人間文化研究機構企画戦略会議設置要項(平成26年11月25日機構長裁定)は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成30年6月25日から施行する。
- 第2条 この規程の施行後最初に指名する第2条第1項第4号の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。